

支部長 各位  
役員

平成27年5月3日

長野県弓道連盟  
会長 外菌公毅

## 「矢羽の使用に関する準則の運用マニュアル」について

### お願い

猛禽類の矢羽の問題に関しては逐一全弓連から経過報告があり、県弓連内でも各支部に資料を配布しましたので、すでにご承知のことと思います。

密猟による矢羽の「譲渡」「譲受」に端を発したこの問題も全弓連では調査委員会を設立し対応してきましたが、1月の理事会で「矢羽の使用に関する準則」の制定が決議され、公益法人としての全弓連の基本的な姿勢が示されました。

4月28日に本準則の説明会が中央道場で各地連代表者を集め行なわれました。

5月1日に標題の「運用マニュアル」が各地連に通知され、いよいよ実施に向けて県弓連一丸となって取り組まなければなりません。

平成27年6月30日までを周知準備期間とし、平成27年7月1日より適用となります。

本準則の主旨の理解と周知、運用の遵守を徹底していただくために、各支部長、役員各位におかれましては、競技会、審査会、講習会など機会を捉えて周知徹底を図っていただくと共に、「矢羽の適正入手証明書（トレーサビリティ証明書）」が適正に作成され、携帯されるように指導していただきたい。

尚、矢羽に使用に関する準則、運用マニュアルなど参考資料は、全弓連のホームページでも公開されています。

以上